

## 基礎年金の満額「23年度に2通りになる」重要な意味

2023年2月6日毎日新聞

2023年度の公的年金額は3年ぶりに増額となり、67歳以下は前年度比2.2%増、68歳以上は同1.9%増となる。年齢で増額率が分かれるのは、年金制度が今のかたちになった04年以来初めてで、基礎年金の満額も2通りになる。だが、これは「異例」どころか、年金改革が約20年かけてようやく想定した姿になったという重要な意味を持つ。

### 年金額改定の「二つのルール」

公的年金は、社会経済の変化に応じ、決まったルールに従い、年度ごとに年金額を改定する。老後生活に影響するため関心は高いが、ルールを知らない人は多い。ルールは複雑なため丁寧にみていこう。

ルールは「本来ルール」と「マクロ経済スライド」の二つからなる。

本来ルールは、賃金（名目）や物価（消費者物価指数）の水準が変動しても実質的な年金水準が変わらないようにするものだ。見直しの結果、原則と特例の2パターンがある。

原則は、新たに年金を受け取り始める「新規裁定者」は賃金、すでに年金を受け取っている「既裁定者」は物価の変動率に応じて改定するというものだ。

注意したいのは、新規裁定者は67歳以下、既裁定者は68歳以上を指すことだ。年金受給開始は原則65歳だが、賃金変動率は2~4年度前の平均をもとにするため、こうした区分になる。

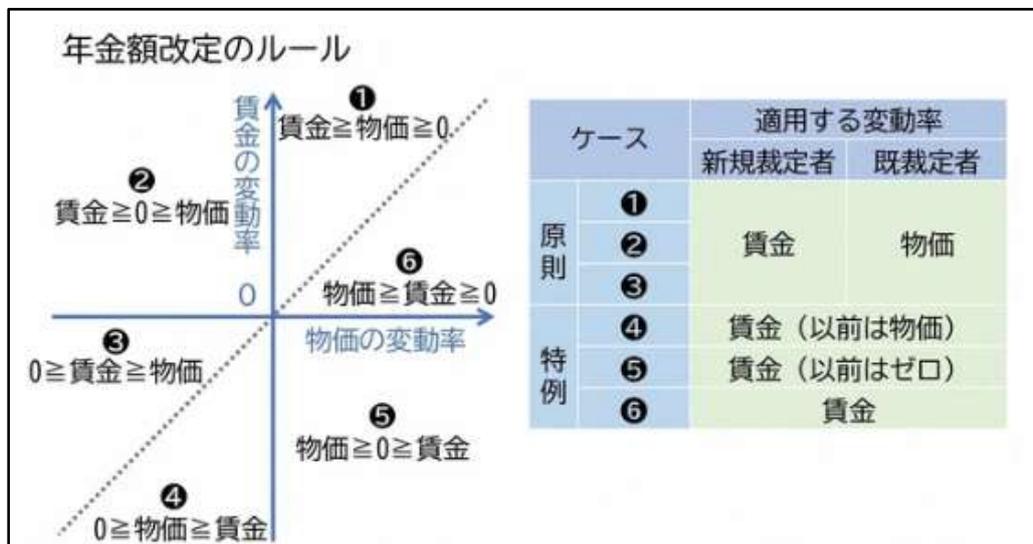
かつては「新規・既」とも賃金変動率をもとにしていた。公的年金は、給付財源を現役世代の保険料でまかなう賦課方式で、現役世代から引退世代への「仕送り」にあたる。保険料の額は賃金に連動するため「賃金水準に応じて仕送り額を決める」という仕組みだ。

だが、少子高齢化ではこの仕組みはうまく回らない。現役世代が減り引退世代が増えるなか、賃金をもとにすると給付過多となって年金財政が悪化する。

そこで00年、既裁定者は物価に連動するよう修正した。通常の経済状況では物価の伸びは賃金の伸びより低いため、次第に既裁定者の年金水準を抑える狙いだ。

だが誤算が生じた。日本ではその後、賃金変動率が物価変動率を下回るようになった。物価に連動すると、既裁定者の年金水準がかえって上がってしまう。

原則では無理があるとわかり、04年改正で特例を設けた。



図のように、物価と賃金の変動率の組み合わせは6ケースある。

特例は、賃金変動率が物価変動率を下回る3ケース(4、5、6)で発動する。ケース4(0≧物価≧賃金)は物価、同5(物価≧0≧賃金)はゼロ改定、同6(物価≧賃金≧0)は賃金の変動率と連動することにした。

だが、ここでも誤算が生じた。日本では長期にわたり賃金が上がらなくなったことだ。08~20年度の14回の改定中8回は賃金変動率がマイナスになった。この結果、年金水準の引き下げが進まず年金財政が悪化した。

そこで、16年改正は特例を見直し、「物価≧賃金」の3ケースは、21年度から「新規・既」とも賃金に応じて改定することにした。

### 発動先送りの「マクロ経済スライド」

もう一つのルールは「マクロ経済スライド」だ。

少子高齢化で、年金の支え手である現役世代が減り、受け取る引退世代が長寿化すると、年金財政は悪化する。そこで、現役世代人口と平均余命の変動を加味した「スライド調整率」を、本来ルールで決めた改定率から差し引き、実質的に給付水準を下げる。04年改正で導入し、年金財政が安定化するまで続ける。

だが、ここでも誤算が生じた。導入以降、見送りが続き、初の発動は消費増税直後の15年度に持ち越された。

なぜか。マクロ経済スライドには激変緩和措置として、本来ルールだけでもマイナス改定になったり、調整率を引くとマイナス改定になったりする場合は発動を見送る。日本では物価と賃金が下がるデフレが長引いたため、発動できなくなってしまった。

そこで16年改正でこの措置も見直した。18年度からは、発動を見送った調整率はプールし、改定率がプラスになる年度の改定で差し引く「繰り越し」ができるようにした。

### 「試行錯誤の約20年」からの脱却

以上を踏まえ、23年度改定をみていこう。

賃金変動率は2.8%、物価変動率は2.5%だった。「賃金>物価」となり、本来ルールは「原則」通り、新規裁定者は賃金、既裁定者は物価の変動率で改定することになった。

マクロ経済スライドは3年ぶりに発動になった。現役世代人口の変動率と平均余命の伸びを加味したスライド調整率はマイナス0.3%で、さらに過去2年度で未発動となっていた繰り越し分の調整率がマイナス0.3%だ。

これにより、新規裁定者の改定率は $2.8 - 0.3 - 0.3 = 2.2\%$ 、既裁定者は $2.5 - 0.3 - 0.3 = 1.9\%$ になった。これに伴い、基礎年金の満額は新規裁定者年79万5000円、既裁定者年79万2600円と、初めて年齢で分かれた。

この年金額改定について、多くのメディアは「増額でも実質減」などの見出しで報じた。年金額の引き上げ幅は物価変動率を下回るため誤りではないが、ピントがズレている。

なぜなら、改定ルールはマクロ経済スライドで給付水準を抑えることがそもそもの目的であり、それが発動できなかったことが問題だったからだ。

マクロ経済スライドは、給付水準を目減りさせることで年金財政の安定化を進め、安定化した段階で調整は終わる。発動できなければ調整はずるずる長引き、その結果、将来世代の年金水準が目減りしていく。

むしろ、今回の改定は、04年の年金改革以来、試行錯誤続きだった改定ルールが「よう

やくうまく機能した」と位置づけるのが適切だ。

今回の改定では賃金変動率が物価変動率を上回った。変動率にはタイムラグがあり、物価が上昇するなかで実感は薄い、実質賃金が上昇する通常の経済状況が実現した。

この結果、本来ルールは「原則」通りになり、新規裁定者と既裁定者の変動率に差が生じ、基礎年金の満額も2通りになった。さらに、マクロ経済スライドも3年ぶりに適用になった。

これらは年金改革や改定ルールがもともと想定していた姿だ。

既裁定者の年金水準は物価に連動するため、スライド調整率を加味すれば「物価より目減り」するのは当然のことだ。新規裁定者は、仮に繰り越し分0.3%がなければ、スライド調整率を差し引いた改定幅は物価変動率と変わらない。

ただし、課題もある。マクロ経済スライドの繰り越しの仕組みに不安が残ることだ。物価が大きく上昇するなか、プールされてきた調整率を一気に差し引くと、年金額の実質目減りが大きくなり、年金生活者への影響が懸念される。これを避けるには、繰り越しはやめ、常時適用するという案がある。今後の検討課題になるだろう。